

工業用のガス販売証明書 (津幡町電気ガス価格高騰緊急対策支援金用)

下記の事業者に工業用のガスを販売したことを証明します。

記

【販売先の事業者情報】(津幡町電気ガス価格高騰緊急対策支援金の申請者)

| | |
|-------|--|
| 法人所在地 | |
| 法人名 | |
| 代表者名 | |

本事業は、下記に定義する工業用LPガスの利用者に対する支援金となります。

【津幡町電気ガス価格高騰緊急対策支援金における工業用のガスの定義】

高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)の適用を受ける液化石油ガス(LPガス)

※「液化石油ガス」とは、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)第2条第1項に規定されるもの

事業者において、下記に掲げる用途でLPガスを使用する場合は、本事業に定める工業用LPガスに該当しないため、**本事業の支援対象外**となります。

- ・ 暖房もしくは冷房 ※人のためのものに限る
(農作物栽培、動物飼育用等は工業用LPガスに含む)
- ・ 飲食物の調理 ※調理した飲食物を飲食させる場合及び直接一般消費者に販売する目的をもって調理する製造、小売の場合
- ・ 湯沸かし等 ※旅館業、クリーニング業(コインランドリー等含む)、理容業、美容業、浴場業、医療保険業

※常勤は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の対象

<参照>経済産業省(20190308保局第5号)「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈の基準について」

【証明事業者記載欄】

証明年月日 :

所在地 :

名称 :

代表者氏名 :

※署名(手書き)でない場合は、記名押印してください。